	気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業 ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑤　4欄，5欄及び8欄は，該当する番号を○印で囲んでください。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は，建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び附則第六条の規定　平成二十一年一月五日

二　第四条の規定　平成二十一年一月十四日

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の第二号書式（以下「旧書式」という。）による一級建築士証は，この省令による改正後の第二号書式（以下「新書式」という。）にかかわらず，当分の間，なおこれを使用することができる。

第三条　この省令の施行の際現に旧書式による一級建築士証の交付を受けている一級建築士は，新書式による一級建築士証の交付を申請することができる。この場合において，当該交付の申請は，第四条第二項の一級建築士証の書換え交付の申請とみなす。

第四条　この省令の施行の際現に建築士法等の一部を改正する法律の規定による改正前の建築士法第二十四条第一項の規定により置かれている建築士事務所を管理する建築士が，当該建築士事務所に引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合にあつては，平成二十三年十一月二十七日までの間は，この省令による改正後の第十九条第四号の規定は，適用しない。

第五条　平成二十一年五月二十七日までに行つた設計による建築物の計画についての建築基準法施行規則第一条の三第一項（第四号を除く。）及び第四項（第四号を除く。），第二条の二第一項（第三号を除く。）並びに第三条第三項（第四号を除く。）の規定の適用については，平成二十一年十一月二十六日までの間は，なお従前の例による。

（中央省庁等改革のための関係建設省令の整備に関する省令の一部改正）

第六条　中央省庁等改革のための関係建設省令の整備に関する省令（平成十二年建設省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一号中「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

第九十二条を削る。

（建築士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の改正規定中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

○国土交通省令第九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九条，第七十六条及び第九十七条の三第三項並びに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）第六条の規定に基づき，自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十月三十一日　国土交通大臣　金子　一義

自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（自動車登録規則の一部改正）

第一条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「古川市」を「古河市」に，

山梨運輸支局	山梨運輸支局の管轄区域	
内	山梨	山梨運輸支局内 山梨運輸支局内

を

山梨運輸支局	山梨運輸支局の管轄区域（富士吉田市及び南都留郡を除く。）	山梨
沼津自動車検査登録事務所	沼津自動車検査登録事務所の管轄区域（富士吉田市及び南都留郡に限る。）	富士山
沼東内	沼東内	

に，